

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月25日
【会社名】	アサヒグループホールディングス株式会社
【英訳名】	Asahi Group Holdings, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 CEO 小路 明善
【本店の所在の場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部門長 坂野 俊次郎
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部門長 坂野 俊次郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年8月25日（火）の当社取締役会決議（会社法第370条及び当社定款第23条に定める方法により、2020年8月25日（火）付で取締役会の決議があったものとみなされます。以下当社の取締役会の決議に関する記載につき同じ。）により、当社普通株式の海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における募集（以下、「海外募集」といいます。）が決定され、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、上記海外募集の決議と同時に、当社普通株式の日本国内における一般募集（以下、「国内一般募集」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出し及び野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」といいます。）に関する決議がなされております。

2【報告内容】

イ 株式の種類	当社普通株式
ロ 発行数	<p>下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式 29,230,200株</p> <p>(1) 下記りに記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 25,417,600株</p> <p>(2) 下記りに記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 3,812,600株</p> <p>国内一般募集を含めた各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は、需要状況等を勘案したうえで、2020年9月7日（月）から2020年9月11日（金）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」といいます。）に決定いたします。</p>
ハ 発行価格（募集価格）	<p>未定</p> <p>（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定いたします。）</p>
ニ 発行価額 （会社法上の払込金額）	<p>未定</p> <p>（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定いたします。）</p>
ホ 資本組入額	<p>未定</p> <p>（資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（1円未満端数切上げ）を発行数で除した金額とします。）</p>
ヘ 発行価額の総額	未定
ト 資本組入額の総額	<p>未定</p> <p>（資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。）</p>
チ 株式の内容	<p>完全議決権株式であり権利内容に制限のない標準となる株式 単元株式数 100株</p>

- リ 発行方法
Nomura International plc、J.P. Morgan Securities plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Citigroup Global Markets Limited、Goldman Sachs International及びUBS AG London Branchを海外共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下、「海外引受会社」といいます。）に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせます。また、海外引受会社に対して上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与します。
- ヌ 引受人の名称
Nomura International plc（海外共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー）
J.P. Morgan Securities plc（海外共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー）
Daiwa Capital Markets Europe Limited（海外共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー）
Citigroup Global Markets Limited（海外共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー）
Goldman Sachs International（海外共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー）
UBS AG London Branch（海外共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー）
- ル 募集を行う地域
海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144 Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）
- ロ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
(1) 手取金の総額

払込金額の総額上限	94,952,843,190円（見込）
発行諸費用の概算額上限	430,000,000円（見込）
差引手取概算額上限	94,522,843,190円（見込）

なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、2020年8月20日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
また、払込金額の総額上限、発行諸費用の概算額上限及び差引手取概算額上限は、上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の金額であります。

(2) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
上記差引手取概算額上限94,522,843,190円については、海外募集と同日付の取締役会決議により決定された国内一般募集の手取概算額54,796,609,475円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限8,221,910,210円と合わせ、手取概算額合計上限157,541,362,875円について、全額を2020年10月末までにCUB事業（以下に定義します。）の取得に伴い金融機関から借り入れたブリッジローン1兆1,850億円の返済資金の一部に充当する予定であります。
当社は、2019年7月19日にAnheuser-Busch InBev SA/NVグループ（以下、「AB InBev社」といいます。）との間で、同社が保有する豪州におけるビール・サイダー事業及びその他関連事業を構成する会社群の全株式、「Carlton」、「Great Northern」等のすべてのCUB事業のブランド（商標権）を含む知的財産権、豪州におけるAB InBev社ブランドの永久販売権及び一部AB InBev社ブランドのライセンス製造権、並びにその他関連資産（これらを総称して、以下、「CUB事業」といいます。）を取得する株式売買契約書を締結しました。当該契約に基づき、2020年6月1日に、当社の完全子会社であるAsahi Holding（Australia）Pty Ltdを通じて対象事業を取得いたしました。

- ワ 払込期日 2020年9月14日(月)から2020年9月18日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とします。
- カ 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
- ヨ その他の事項 当社の発行済株式総数及び資本金の額(2020年8月25日現在)
発行済株式総数 483,585,862株
資本金の額 182,531百万円

安定操作に関する事項

1. 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。